

設 計 書

予算項目	原水及び浄水費 委託料
委託番号	長期 第 7 号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和4年度	作 成 年 月 日	令和3年12月23日	履行期間	令和4年4月1日	から
委 託 名	浄化槽維持管理業務委託				令和7年3月31日	まで
委 託 場 所	仁井田字新中島221番地の2 ほか 全2箇所			契約者		
設計金額	金 円也					
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]					

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設計額 (円)		仁井田浄水場管理本館 腐敗型 30人槽・污水管洗浄	
			仁井田浄水場研修棟 生物ろ過 10人槽	
業務価格			仁井田浄水場仮設管理棟 分離嫌気ろ床担体流動 18人槽	
			豊岩浄水場本館 分離接触ばっ気 50人槽	
			豊岩浄水場脱水機棟 分離接触ばっ気 5人槽	
消費税等相当額			長期継続契約(3年)	
業務委託費				
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接業務費	仁井田浄水場管理本館 腐敗型30人槽		式	1			明細書 第1号
	仁井田浄水場研修棟 生物ろ過10人槽		式	1			明細書 第2号
	仁井田浄水場仮設管理棟 分離嫌気ろ床担体流動 18人槽		式	1			明細書 第3号
	豊岩浄水場本館 分離接触ばっ気50人槽		式	1			明細書 第4号
	豊岩浄水場脱水機棟 分離接触ばっ気5人槽		式	1			明細書 第5号
	仁井田浄水場本館 污水管洗浄		回	3			明細書 第6号
	計						
業務原価	業務管理費		式	1			
	計						
業務価格	一般管理費等		式	1			
	計(1年当り)		年	1			
	計(3年当り)		年	3			
消費税等相当額			%	10			
委託業務費							

秋 田 市 上 下 水 道 局

明 細 書

種 別 ・ 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
巡回点検		回	6			
消毒薬品		式	1			
清掃作業		時間				単価表 第1号
計						

仁井田浄水場研修棟 生物ろ過10人槽

明 細 書

(第 2 号)

種 別 ・ 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
巡回点検		回	4			
消毒薬品		式	1			
清掃作業		時間				単価表 第1号
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

仁井田浄水場仮設管理棟 分離嫌気ろ床担体流動 18人槽 明 細 書 (第 3 号)

種 別 ・ 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
巡回点検		回	3			
消毒薬品		式	1			
清掃作業		時間				単価表 第1号
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

明 細 書

豊岩浄水場本館 分離接触ばっ気50人槽

(第 4 号)

種 別 ・ 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
巡回点検		回	4			
消毒薬品		式	1			
清掃作業		時間				単価表 第1号
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

明 細 書

種 別 ・ 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
巡回点検		回	3			
消毒薬品		式	1			
清掃作業		時間				単価表 第1号
計						

明 細 書

種 別 ・ 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
汚水管洗浄	管理本館、浄化槽間 HP φ 125mm～塩ビ φ 100mm×75m程度 柵6箇所(流入、流出を含む)	時間				単価表 第2号
計						

清掃作業（強力吸引車運転工）

単 価 表

（1時間当り） （ 第 1 号 ）

種 別 ・ 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油		L				
清掃作業員		人				
運転手（一般）		人				
強力吸引車損料	154kW 4t	時間				
計(1日当り)						
一時間当り						

秋 田 市 上 下 水 道 局

汚水管洗浄作業（高压洗浄車運転工）

単 価 表

（1時間当り） （ 第 2 号 ）

種 別 ・ 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油		L				
清掃技師		人				
清掃作業員		人				
運転手(特殊)		人				
高压洗浄車損料	4t 154kW	時間				
計(1日当り)						
一時間当り						

秋 田 市 上 下 水 道 局

特 記 仕 様 書

浄化槽維持管理業務委託

令和4年度

秋田市上下水道局

第1条 適用

この特記仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）の仁井田浄水場、豊岩浄水場に設置されている浄化槽設備の維持管理業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

本仕様書に定めのない事項は、「配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）」および「配水管工事標準要領集（秋田市上下水道局）」によるものとし、その他は監督員との打合せにより決定する。

第2条 目的

本業務は、仁井田浄水場、豊岩浄水場における浄化槽設備の性能維持および生活環境の保全、公衆衛生の向上を目的として行うものである。

第3条 業務の履行場所

- 1 仁井田浄水場（仁井田字新中島221番地の2）
- 2 豊岩浄水場（豊岩豊巻字上野164番地）

第4条 業務の履行期間

令和4年4月1日より令和7年3月31日まで

第5条 業務の履行義務

受託者は、契約書、本仕様書および関係法令の規定に基づき、業務を完全に履行しなければならない。

また、本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上、当然必要なものは行うこと。

第6条 法令等の遵守

- 1 受託者は、業務に当たり関係する法令、条例、規則等を遵守すること。
- 2 受託者は、資格等を必要とする作業について当該資格等を有する者に行わせるものとする。

第7条 提出書類

受託者は、指定する期日までに次の書類を監督員に提出すること。ただし、業務内容により監督員が別途、他の書類の提出を求める場合もある。

また、業務計画書の様式については、「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局）」施工計画書作成要領に準じるものとする。

提出書類一覧表

提出書類	提出期日	部数
業務計画書	着手5日前まで	1
点検、清掃実施報告書	点検、清掃業務終了後	1
業務(完了・一部完了)報告書	業務完了後(年度末)	1

第8条 安全管理

受託者は、業務に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。

第9条 衛生管理

- 1 受託者は、水道施設構内又はその付近での作業に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。
- 2 受託者は、作業従事者について水道法第21条および水道法施行規則第16条に基づく健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）の検査結果報告書を作業開始前までに提出しなければならない（写し可）。
 なお、作業期間が同報告書の発行日から起算して6か月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出すること。

第10条 疑義の解釈

その他、委託者、受託者協議により処理するものとする。

第11条 保守点検対象設備

本業務の保守点検対象設備は、次のとおりとする。

- 1 仁井田浄水場管理本館 腐敗型 30人槽
- 2 仁井田浄水場研修棟 生物ろ過 10人槽
- 3 仁井田浄水場仮設管理棟 分離嫌気ろ床担体流動 18人槽
- 4 豊岩浄水場本館 分離接触ばっ気 50人槽
- 5 豊岩浄水場脱水機棟 分離接触ばっ気 5人槽

第12条 保守点検時期

業務時期は、委託者、受託者間で協議の上、決定する。

第13条 業務の作業時間

原則として、祝日を除き月曜日から金曜日までとし、時間は、委託者の就業時間に準じるものとする。

第14条 保守点検内容および点検回数

点検内容については、浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理作業を行い、必要に応じて消毒用の薬品の補充をすること。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1 仁井田浄水場管理本館 | 点検 6回/年、清掃 1回/年、污水管洗浄 3回/年 |
| 2 仁井田浄水場研修棟 | 点検 4回/年、清掃 1回/年 |
| 3 仁井田浄水場仮設管理棟 | 点検 3回/年、清掃 1回/年 |
| 4 豊岩浄水場本館 | 点検 4回/年、清掃 1回/年 |
| 5 豊岩浄水場脱水機棟 | 点検 3回/年、清掃 1回/年 |

第15条 緊急時の対応

- 1 受託者は、所定の保守点検業務のほか、緊急に保守点検又は、修理を要する場合は、委託者の通報に基づき技術者を派遣し、保守点検又は修理を行わなければならない。
- 2 受託者は、緊急保守点検作業終了後「点検報告書（必要と認められる場合には写真の提出を含む。）」を委託者に提出しなければならない。

第16条 設備の補修

受託者は、保守点検業務による不良部品の交換（定期交換部品を除く）又は、特別の機材を必要とする補修等が発生した場合、その内容を監督員に報告すること。